

創業したら小規模共済!!

创业者のためのセーフティネット

◆「経営者の退職金制度」

- 豊かな老後のための準備

◆「万一の時の備え」

- 共済金等の受給権(掛金)は差押禁止

◆国が定めた制度で「安心・確実」

- 法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度
- 国が全額出資する(独)中小機構が運営

◆掛金は、「月額1,000円から」

- 500円刻みで上限は月額7万円(年間84万円)
- いつでも、「増額」や「減額」ができます

◆とにかく「大きな節税」

- 掛金は、全額「所得控除」

※掛金全額所得控除による節税例 ……節税額 **109,500円!**
課税所得400万円 ……税額 **785,300円**
掛金月額3万円(年間36万円) ……加入後税額 **675,800円**

- 受取る時(共済金)は、「退職所得扱い」(一括受取)
又は「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)

◆加入期間が長いほど有利…「早めに参加」

- 加入年数が勤続年数扱い

◆加入後は従業員数が増えても継続可(通算手続き時を除く) …「資格があるうちに」

さあ、迷わずに
お申込みを!



加入できる方は、常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主(共同経営者含む)及び会社等役員の方です。詳しくは制度のしおり等をご覧ください。

加入のお申込み先

- 商工会
- 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合
- 青色申告会
- 金融機関の本支店

小規模企業の
経営者の
みなさまへ

小規模企業
共済制度

経営者ご自身の 「現役引退後の生活資金」のことを お考えですか？

こんな悩みにお応えします

「年金だけでは不十分で、不安がある」
「自分で積み増しするには、どんな
ものがあるの？」

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします。

小規模企業共済は、「小規模企業経営者の
ための退職金制度」です。

加入し、掛金を毎月積み立てておけば…

将来、「廃業」「役員退任」等が生じた
ときに共済金を受け取れます。

現役引退後の安心した
生活設計が図れます。



すでに本制度に加入されている方は…

掛金月額1,000円～70,000円の範囲内で自由に
設定できます。(500円きざみ)

●本制度の詳しい内容は、制度のしおり等を必ずご覧ください。



ポイント

1. 常時使用する従業員の数が、20人以下(商業、サービス業では5人以下、但しサービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人以下)の個人事業主、個人事業主の共同経営者、又は会社等役員の方が対象です。
2. 毎月3万円の掛金(年間36万円)で、例えば、課税対象所得400万円の方ならば約11万円の節税になります。
3. 「小規模企業共済法」に基づき運営されています。



▶現在の掛金月額が7万円に達してい
ない方は、増額をお勧めいたします。

※掛金月額増額申込書がお手元に無い場合は、下記の共済相談室へ
ご請求ください。

共済制度の運営機関



中小企業と地域振興をもっとサポート
独立行政法人

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

共済相談室

TEL 050-5541-7171

URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

小規模企業共済

検索